

第5節 シンガポール共和国（Republic of Singapore）

社会保障施策

急速に高齢化が進むシンガポールでは、2030年までに65歳以上の割合が25%と世界最高水準に達すると見込まれており、これに対応すべく近年、様々な施策が導入されている。例えば、公的介護保険「ElderShield」が2020年から給付額や期間を増加した「CareShield Life」移行することとなっているほか、2021年以降に高齢世代の年金等拠出率の引上げが予定されている。

また、社会保障の充実のため、2019年10月から低所得世帯向けの医療費補助制度「Community Health Assist Scheme（CHAS）」が拡充され、補助を受けられる世帯収入基準額が引上げられたほか、11月には収入によらず特定の慢性疾患患者が補助を受けられる制度「CHAS Green」が創設された。

CPFは、労働者及び事業主からの拠出金が（見かけ上）個人ごとの口座に積み立てられる形となり、医療費等はその残高から支払うことが可能であるほか、老齢年金給付の原資となっている。近年は公的医療保険や介護保険も導入され、これらの保険料についても当該拠出金（口座）から支払う形となっている。

政府がCPFを運用し、運用益は個人口座への利息や、老齢年金給付等の原資となっている。

2 社会保険制度等

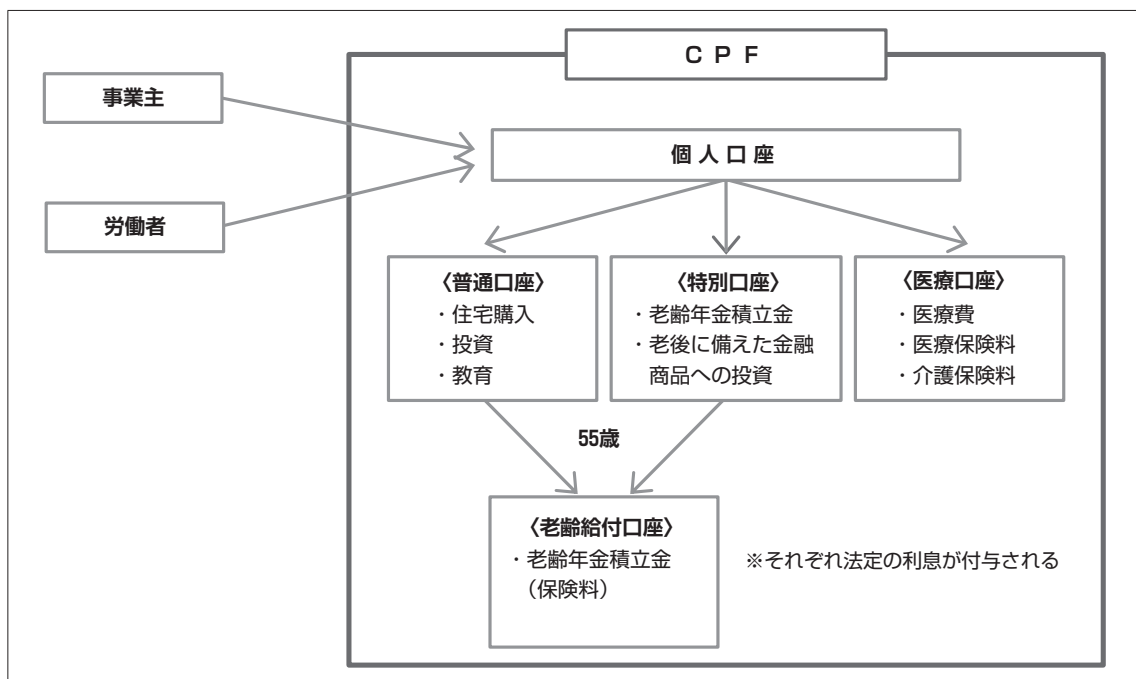
(1) CPF 制度の概要

労働者及び事業主が給与額の一定割合を拠出し、普通口座（Ordinary Account）、特別口座（Special Account）、医療口座（Medisave Account）に振り分けられて積み立てられ、それぞれ法定の利息が加算されていく。残高は目的に応じて支出可能である。55歳になると老齢給付口座（Retirement Account）が作成され、特別口座及び普通口座から一定額が移行される（図5-5-13）。基本的に個人ごとの積み立てとなるため、残高以上の支出はできず、死亡した時点で残高があれば遺族等に相続すること

1 社会保障制度の概要

シンガポールの社会保障制度は、積み立て方式の基金「中央積立基金（Central Provident Fund: CPF）」及び政府による中・低所得者への補助を骨格として運営されている。

図 5-5-13 CPF（中央積立基金）制度



とができる。老齢給付口座の積立については、一定の条件を満たす場合には、終身の老齢年金として積立金（及び利息）以上の年金を受給することができる。また、CPF拠出金（医療口座残高）から公的医療保険や介護保険の保険料を支払い、必要な場合に保険給付を受けることができる。なお、低所得者等はこれら保険料の補助を受けることができるほか、医療費自体への補助制度がある。

(2) 拠出率及び配分率

表5-5-14のとおり。なお、55歳超60歳以下の拠出率は今後引上げ予定となっている（5（1）参照）。

(3) 年金制度

条件を満たす者については、老齢年金制度である「CPF LIFE」により、毎年一定の保険料の負担（老齢給付口座から徴収される）と引き替えに、老齢給付口座残高、自身で選択した支給開始年齢及び支給方式に応じた年金を生涯受給できる。死亡した時点で残高がある場合は遺族等に相続することが可能であり、CPFのウェブサイトでは、本人への累積給付額と相続金額（ある場合）の和は必ず積立額以上になると説明されている。

対象外となる者は「Retirement Sum」により、老齢給付口座残高を20年間で取り崩す形で年金を受給する。

(4) 医療保障

診療費の統制制度はないが、公立病院では診療費は一定の水準に抑えられており、入院時には一定の病室に対しては政府からの補助がある。さらに、国民及び永住権者は公的医療保険である「MediShield Life」に強制加入となっており、必要な場合に保険給付を受けることができる。自己負担分は医療口座（Medisave）残高からの支払いが可能であるが、保険の対象となる診療内容等が限られ、給付上限額が定められているなどの条件がある。また、自己負担分の支払い能力のない者については政府による扶助制度である「Medifund」による給付により医療を受けることができる。このような制度の組み合わせによって、医療を幅広く国民にとって受診可能なものとしている。

なお、医療の需給バランスを保ち、医療制度を維持するため、軽い怪我やかぜなどの治療費については、医療口座（Medisave）残高からの支払いは原則として認められていない。

また、中・低所得者や慢性疾患患者、高齢世代（「パイオニア世代」及び「ムルデカ世代」）の者については、「Community Health Assist Scheme（CHAS）」により、地域の指定診療所での治療に対する補助を受けることができる（3（1）口、（2）口参照）。

表 5-5-14 CPF 拠出率及び配分率

(単位：%)

	拠出率（月収750Sドル以上の場合）			配分率		
	事業主拠出率	労働者拠出率	総拠出率	普通口座	特別口座	医療口座
35歳以下	17	20	37	23	6	8
35歳超45歳以下	17	20	37	21	7	9
45歳超50歳以下	17	20	37	19	8	10
50歳超55歳以下	17	20	37	15	11.5	10.5
55歳超60歳以下	13	13	26	12	3.5	10.5
60歳超65歳以下	9	7.5	16.5	3.5	2.5	10.5
65歳超	7.5	5	12.5	1	1	10.5

資料出所：中央積立基金庁HP

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール
(社会保障施策)

タイ

第5章

[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（シンガポール）]

表 5-5-15 年金制度

名称	CPF LIFE / Retirement Sum Scheme	
根拠法	Central Provident Fund Act (CHAPTER 36)	
制度体系	<p>① CPF LIFE 1958年以降の生まれで、支給開始年齢の半年前時点におけるCPF老齢給付口座積立額が6万Sドル以上の者（又は2013年1月～2016年4月末に満55歳に達し、その時点で積立額が4万Sドル以上の者）は、終身の老齢年金となるCPF LIFEの対象（自動加入）となり、選択した支給開始年齢及び支給プラン、受給開始時点での積立額、法定相続人の有無等に応じた老齢年金が生涯支給される。受給プランは①LIFE Standard Plan（毎月の受給額が多いプラン）②LIFE Basic Plan（相続額が大きくなるプラン）及び③LIFE Escalating Plan（少ない受給額から始まり年2%ずつ増額）から選択できる。</p> <p>② Retirement Sum Scheme CPF LIFEの加入要件を満たさない者が対象。老齢給付口座の残高を取り崩す形で、20年間にわたって老齢年金が支給される。</p>	
運営主体	中央積立基金庁：Central Provident Fund Board（政府人材開発省の下に設置された法定機関）	
被保険者資格	CPFの加入義務者は、シンガポールで雇用される国民及び永住者並びに一定以上の収入のある自営業者及び外国籍のシンガポール人船員。	
受給要件	支給開始年齢	65歳～70歳の間で選択可能
	最低加入期間	なし
	その他	—
給付水準	CPF LIFE 2019年に55歳に達する場合、①老齢給付口座への最低積立額8万8千Sドルで65歳からの月あたり支給額が730～790Sドル、②17万6千Sドルで月額1,350～1,450Sドル、③26万4千Sドルで月額1,960～2,110Sドル。なお、特別口座（老齢給付口座）を含むCPFの積立に対しては、年利3.5%～6%の利息が付与される。	
早期支給制度		
繰上（早期）支給制度	CPF LIFE、Retirement Sum Scheme共に積立額のうち基準額を上回る部分については55歳以上で引き出し可。	
年金受給中の就労	可	
財源	保険料	労働者及び使用者による拠出金（積立）
	国庫負担	CPF LIFEによる年金の累積支給額と積立額の差分はCPF基金の運用益等で賄われる。運用先には国債が含まれる。
障害・遺族等	障害年金	障害年金 21歳から60歳までのCPF加入者は障害・生命保険となる「Dependents' Protection Scheme」に原則加入となり（脱退可能）、60歳になる前に死亡した場合や永久的障害状態になった場合に、その家族に対して最大46,600Sドルが給付される。保険料は年齢に応じて年間で36Sドルから260Sドル。
	遺族年金	
実績	受給者数	CPF LIFEの加入者：17.4万人以上（2017年12月時点） CPF LIFEの受給資格者：5.7万人以上（2017年12月時点）
	支給総額	創設時点（2009年9月）から2017年12月までに「CPF LIFE」によりの加入者へ支払われた総額は、11.8億Sドル。
	基金運用状況	国債等により運用。

図 5-5-16 公立病院入院・治療時の医療費負担のイメージ

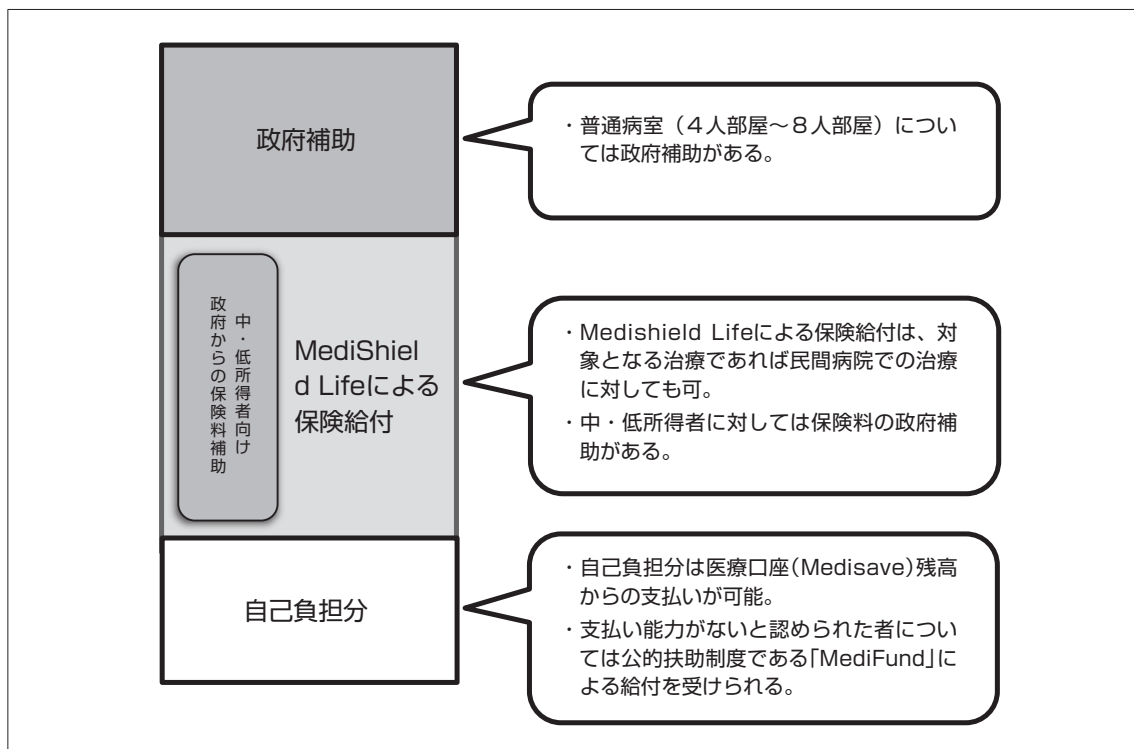


表 5-5-17 医療保障制度

名称	MediShield Life (及び Medisave)	
概要	公的医療保険 MediShield Life は、入院費や人工透析、がんの化学療法、放射線治療等特定の通院治療費に対する保険。給付額には上限があり、一定の免責額も定められている。保険のカバー範囲を超える費用については、CPFの医療口座 (Medisave) 残高から支払うことが可能。	
根拠法	MediShield Life Scheme Act 2015 Central Provident Fund Act	
運営主体	中央積立基金庁、保健省	
被保険者資格	国民及び永住権者 CPF加入義務者は、一定の収入のある労働者及び自営業者)	
給付対象	Medishield Lifeについては、被保険者本人。 医療口座 (Medisave) 残高からの医療費の支払いは、本人及び家族 (配偶者、子、両親、祖父母、兄弟姉妹) の分について可能。 ※祖父母と兄弟姉妹はシンガポール国籍または永住権を持っていることが必要	
給付の種類	治療内容に応じた保険金給付。治療費から保険給付額を差し引いた金額が請求される。	
本人負担割合等	<ul style="list-style-type: none"> ・治療内容等に応じた保険給付額上限がある。 ・病室のランクや治療内容に応じた定額の免責額が定められている (1,500 ~ 3,000Sドル) ほか、以下のような治療費に応じた自己負担割合が定められている。 <p>~ 5,000Sドル … 10% 5,000Sドル ~ 10,000Sドル … 5% 10,001Sドル ~ … 3% (外来治療の場合一律10%)</p>	
財源	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢に応じた保険料が定められている (1 ~ 20歳で年額130Sドル、86 ~ 90歳で1,500Sドル)。 ・加入期間が長いほど高齢期の保険料が減額される。 ・中・低所得者及び高齢世代 (バイオニア世代、ムルデカ世代) の者には保険料の政府補助がある。 ・上記補助によっても保険料が支払えない者については更なる政府補助がある。 ・本人及び家族の保険料は医療口座 (Medisave) 残高から支払うことが可能。
	政府負担	Medifundに関する医療費の一部を負担。
実績	加入者数	1,239,578件 (Medifund給付件数) (2018年度) 384万人 (CPF加入者数) (2017年12月)
	支払総額	1億5650万Sドル (Medifund) (2018年度)

(5) 介護保険制度

40歳以上のCPF加入者は、公的介護保険「ElderShield」に加入することとなり (任意に脱退は可能)、65歳になるまで保険料を医療口座 (Medisave) から支払う。重度障害の認定を受けると、最長72か月間にわたって毎月400Sドルの給付を受けることができる。

2020年からは給付額や期間を増加させた「CareShield Life」が導入される。30歳以上のCPF加入者が強制加入で脱退不可となる。保険料はElderShieldより高く設定

されており (今後の介護保険財政の状況を踏まえて更なる引上げも案内されている)、その支払いも67歳になるまで行う必要があるが、給付は月600Sドル以上と増額され、保障も生涯となる。また、低所得者に対しては保険料の補助も設定されている。2020年の時点で40歳以上のElderShield既加入者は、ElderShieldに残留するか、CareShield Lifeに移行するか選択することが可能となっている。

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

(社会保障施策)
シンガポール

タイ

表 5-5-18 介護保険制度

名称	CareShield Life（2020年～）	ElderShield400 ¹ （現行）
概要	30歳以上の国民・永住権者が強制加入となる公的介護保険	40歳以上の国民・永住権者が原則加入（脱退可能）となる公的介護保険
根拠法	CareShield Life and Long-Term Care Act 2019	CareShield Life and Long-Term Care Act 2019（過去には Central Provident Fund Act）
運営主体	保健省	民間保険会社による受託運営（2021年からは保健省が承継）
被保険者資格	30歳以上の国民及び永住者（強制加入） （ElderShieldの既加入者は、追加保険料の支払いにより CareShield Lifeに移行することも可）	40歳以上の国民及び永住者（原則加入、脱退可能）
給付の種類	重度障害の認定を受けると、月額600Sドル以上（今後増額が予定されている）の現金給付を無期限に受けることが可能。	重度障害（入浴、着替え、食事、トイレ、移動、車椅子とベッド間の移動のうち3点以上について介助が必要な場合）の認定を受けると、月額400Sドルの現金給付を最大72ヶ月受けることが可能。
財源	保険料	・当初保険料（年額）は男性200Sドル、女性250Sドルで、今後引上げが予定されている。 ・保険料払込期間は加入時から67歳まで。 ・収入に応じた保険料補助あり。
	政府負担	年額：男性175Sドル、女性218Sドル 保険料払込期間は加入時から65歳まで。
実績	加入者数	世帯収入が低額である場合保険料の一部を負担。 世帯収入が低額である場合保険料の一部を負担。 138万人（Eldershield300含む、2018年）

3 社会福祉施策

(1) 生活保護・医療支援

イ 生活保護

高齢や病気、障害を理由として働けず、収入が無いまたは低収入で、扶養者もいない者に対しては、政府による生活保護「ComCare」がある。主な制度として、①Long Term Assistance（高齢、病気、障害等により働けない場合）、②Short-to-Medium-Term Assistance（求職中または病気や子育て、介護により一時的に働けない場合）、③Urgent Financial Assistance（世帯収入が1900Sドル以下または一人あたりの収入が650Sドル以下の場合）がある。このほか、低所得世帯向けの子育て手当（ComCare Child Care Subsidies）や保育料手当（ComCare Kindergarten Subsidies）、教育費手当

（ComCare Student Care Subsidies）などがある。

2017年度の受給者は、Short Term AssistanceとMedium Term Assistanceは合わせて27,986世帯（2016年度：28,409世帯）、Long Term Assistanceが4,409世帯（2016年度：4,387世帯）となっている。

ロ 医療支援

中・低所得者に対して医療提供機会を保障するため、地域の指定診療所における一般医や歯科医による診療費を補助する「Community Health Assist Scheme（CHAS）」がある。対象者は保健省に申請し、承認されるとカードが交付される。対象医療機関でカードを提示し、診療費は補助後の金額を支払う。

また、入院治療等については、（政府補助、医療保険適

表 5-5-19 Community Health Assist Schemeの適用基準と補助金額

	Chas Green (2019年11月新設)	Chas Orange	Chas Blue	Merdeka 世代の者 ※ (2) イ参照	Pipneer 世代の者 ※ (2) イ参照
適用基準					
1人当たり世帯収入	2,000Sドル超	1,201～2,000Sドル	1,200Sドル以下	—	—
無収入者の場合、持ち家価格	21,000Sドル超	13,001～21,000Sドル	13,000Sドル以下	—	—
補助額					
軽病（かぜ、頭痛、腹痛など）	適用外	1回当たり最大10Sドル	1回当たり最大18.5Sドル	1回当たり最大23.5Sドル	1回当たり最大28.5Sドル
特定慢性疾	単独	1回当たり最大28Sドル、年間最大112Sドル	1回当たり最大50Sドル、年間最大200Sドル	1回当たり最大80Sドル、年間最大320Sドル	1回当たり最大85Sドル、年間最大340Sドル
	複数	1回当たり最大40Sドル、年間最大160Sドル	1回当たり最大80Sドル、年間最大320Sドル	1回当たり最大125Sドル、年間最大500Sドル	1回当たり最大130Sドル、年間最大540Sドル
特定歯科治療	適用外	1回当たり50～170.5Sドル（特定治療に限る）	1回当たり11～256.5Sドル	1回当たり16～261.5Sドル	1回当たり21～266.5Sドル
健康診断（案内時）	5Sドル	2Sドル	2Sドル	2Sドル	無料

■ 1) 毎月300 Sドルを最長60か月間にわたって給付する「ElderShield400」と毎月300Sドルを最長60か月間にわたって給付する「ElderShield300」があり、2007年9月以降の加入者はElderShield400に加入することとなっている。

中国

用後の)自己負担が不可能な者に対するセーフティネットとして「MediFund」があり、一定の条件の下 MediFundからの給付を受けて治療を受けることができる。

(2) 高齢者福祉

イ 両親扶養法

子による高齢の親の介護を推奨するため、多世代の家族が同居する場合、税金を控除する制度がある。また、60歳以上の自活できない両親の扶養について、その子に対して両親の月々の生活費の拠出等を義務づける法律(両親扶養法: Maintenance of Parents Act)を1995年に制定している。

ロ 建国時代を支えた世代への支援

建国に携わったパイオニア世代(1965年(建国)時点で16歳以上であった者で1987年以前に国民となっていた者の約45万人)やムルデカ世代(1950年代生まれで1996年以前に国民となっていた者約50万人)の苦勞に報いるため、医療口座への上積み補助、医療保険料補助、介護保険CareShield Lifeへの加入助成、CHASスキームによる診療補助等を行っている。

ハ シルバー・サポート・スキーム (Silver Support Scheme)

65歳以上で下位20%の低所得高齢者(CPF残高が低く、公営住宅(Housing Development Board)を所有せず、家族からの支援も受けられない者)に対し、政府が生活保障を目的として四半期ごとに300~750Sドルを支援している。

(3) 障害者福祉施策

社会・家庭振興省は、関係機関等とともに、障害者が働けるための教育及び職業訓練、障害者を雇用した場合の雇用主に対する補助金の支給、障害者を抱える低収入世帯に対する補聴器や点字コンピューターの支給、障害者のための家の改修費や車椅子の購入に係る費用の助成等を行っている。

(4) 児童福祉施策

家庭内で虐待等を受けた子ども達を収容するための施

設として法律に基づき「Children and Young Persons Homes」が運営されている。

4 医療、公衆衛生.....

(1) 医療

全国で28の病院(うち公立15、非営利組織5、民間8)があり、延べ病床数は14,554床(2018年)。公立病院は、急性期病院(acute general hospitals)の他、女性こども病院(KK Women's and Children's Hospital)や精神病院(psychiatry hospital)がある。また、がん、心臓、眼、皮膚、神経科学、歯科医療等の8つの国立専門センターがある。

診療費の統制制度はないものの、公立の診療所では処方箋も含めて1回の診療当たり、平均的な所得者でも十分に支払い可能な20~30Sドル程度に設定されており、65歳以上、児童に対する治療費については減額される。また、シンガポール国民及び永住者が公立病院に入院する場合は、病室のランク(A、B1、B2、Cの4ランク)に応じて国が一定の費用を補助する制度があり、B1クラス(4~5人部屋、エアコンあり)は20%(PRは10%)、B2クラス(5人部屋、エアコンなし)は65%(永住者は55%)、Cクラス(6人以上の部屋、エアコンなし)は80%(永住者は70%)補助となっている(Aクラスの病室には補助はない。)

救急については、無料で最寄りの公立病院に緊急搬送する公営救急車のほか、緊急度が低い場合や希望の病院がある場合に利用する民間搬送サービスがある。

(2) 公衆衛生

イ たばこ規制

シンガポールにおける喫煙率は1990年代の18%台からは低下しているものの、直近10年では12~14%で推移しており、特に男性は23%と高止まりしている。そこで政府は喫煙率を低下させるべく様々な対策を打ち出している。2017年にはたばこ製品の陳列販売を禁止したほか、電子たばこや加熱式たばこ、水たばこ等の購入、使用及び所持を禁止し、喫煙年齢も現行の18歳から21歳まで段階的に引き上げることとした(2019年以降毎年1歳ずつ引き上げられ、2021年に21歳まで引上げられる。)。また、2019年からは繁華街のオーチャード・ロードにお

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール
(社会保障施策)

タイ

いて、指定された喫煙エリアを除き全面禁煙とし、2020年7月からはパッケージ上の警告表示の面積を現行の50%から75%に拡大することを義務づけている。

□ 砂糖対策

シンガポールは糖尿病の罹患率が高く、政府は「糖尿病との戦い」を宣言して対策に取り組んでいる。その一環として、2019年に飲料製品による砂糖摂取量の減少を図るため、今後飲料製品に砂糖含有量等に応じた成分表示を義務づけ、砂糖含有量の多い一定の製品については国内での広告を禁止する方針を公表した。規制の詳細については、政府が消費者、飲料業界、広告業界から意見を聞いた上で決定し、2020年に公布するとされている。なお、砂糖含有量に応じた税（砂糖税）の導入も検討されていたが、現時点では導入される見込みはない。

ハ 蚊の駆除（感染症対策）

赤道のほぼ直下に位置するシンガポールはネッタイシマカの生息地であり、蚊の媒介するデング熱等が流行する。これを防ぐため、政府は蚊の駆除に力を入れており、職員による公共スペースでの殺虫剤の散布や、民間企業・一般家庭等への立入検査を行っている。水たまりや水の溜まった容器など、蚊の発生原因となるものを放置した場合は罰金が科され、建設現場等では閉鎖（事業停止）を命ぜられることがある。

5 最近の動き・今後の課題等……………

(1) CPF 拠出率の見直し

シンガポールでは急速に高齢化が進んでおり、2030年までに65歳以上の割合が25%と世界最高水準に達すると見込まれている。また、平均寿命も世界最高水準となっており、働き続けることを望む高齢者が多い。このような状況への対応のため、2019年に法定定年年齢及び再雇用年齢の引上げが発表された（労働施策5（1）参照）。定年の引上げに合わせて、高齢世代のCPF 拠出率の改正も予定されている。具体的には、55歳から60歳までは拠出率が55歳以下と同率まで引上げ、60歳～70歳の拠出率を段階的に低くして70歳以降一定とするもので、2021年に最初の改正を行い、その後10年かけて段階的に改正するとされている。また、経済情勢によっては変更や保留

があり得るとされている。受給開始時期についての改正はないとされている。

(2) CHAS の強化

民族や門地にかかわらず適切な生活環境や医療を享受でき、弱者が再び活躍できる包摂的な社会の実現のため、シンガポール政府は低所得者への教育支援、収入補助、医療補助等を強化している。医療補助スキームであるCHASについては、2019年10月に収入基準が見直され、1人当たり世帯月収がCHAS Blueは1,100Sドルから1,200Sドルに、CHAS Orangeでは1,800Sドルから2,000Sドルに引き上げられた。さらに、11月からは慢性疾患患者を対象とし、収入基準のないCHAS Greenが新たに設けられた。

（参考）

- 中央積立基金庁
<https://www.cpf.gov.sg/>
- シンガポール保健省
<https://www.moh.gov.sg/>
- シンガポール社会・家庭振興省
<https://www.msf.gov.sg/>
- MediShield Life
<https://www.medishieldlife.sg/>
- CareShield Life
<https://www.moh.gov.sg/careshieldlife/home>
- ElderShield
https://www.moh.gov.sg/content/moh_web/eldershield.html
- Community Health Assist Scheme (CHAS)
<https://www.chas.sg/default.aspx?type=public>
- Silver Support Scheme
<https://www.silversupport.gov.sg/>
- Pioneer Generation Package
<https://www.pioneers.sg/en-sg/>
- Merdeka Generation Package
<https://www.merdekageneration.sg/>

中国

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール
（社会保障施策）

タイ